

北京市・天津市の社会保険および住宅積立金基数上下限の改定について

天津大野木マイツ 高昆

中国の法定社会保険は養老保険・失業保険・労災保険・医療保険・生育保険の5つで構成されており、雇用者はこれら5つすべてを、従業員は養老保険・失業保険・医療保険の3つと大額医療補助を負担します。労災保険は業種によって納付率が異なります。また法定社会保険と別に住宅積立金も雇用者・従業員が一定の納付率で負担して拠出をします。

北京市・天津市はそれぞれ7月下旬に、2021年度の市の企業従業員平均給与額を公表しており、2022年度の法定社会保険及び住宅積立金の基数上下限がこの平均給与額を基に改定されています。

(1) 北京市

北京市の2021年度企業従業員平均給与は**10,628元**であり、法定社会保険及び住宅積立金の基数は統一的に7月分から**上限**は28,221元から**31,884元**に引き上げられ(UP率約13%)、**法定社会保険の下限**は5,360元から**5,869元**に引き上げられています(UP率約9.5%)。**住宅積立金の下限**は昨年から変更は無く**2,320元**のままになります。

前年12ヶ月の平均給与額(賞与・手当等すべて含む)がこの基数の上限と下限の間に入っている場合には、各人の実際の平均給与額を基数に計算します。

北京市における法定社会保険の雇用者負担分は基数の26.5~28.2%、個人負担分は基数の10.5%プラス大額医療補助(年間36元)、住宅積立金は雇用者も従業員も5%~12%の範囲で同じ料率にて納付します。

この基数上下限改定により、下限の金額を基数に保険料等を拠出する従業員の場合は、雇用者と従業員は月額でそれぞれ134.89元と53.45元拠出額が増加します。上限の金額を基数に保険料等を拠出する従業員の場合は、雇用者と従業員は月額でそれぞれ1,399.34元と787.62元拠出額が増加します。

改定後の月拠出額について、北京市の場合に、雇用者・従業員がそれぞれ負担する社会保険と住宅積立金の月最高額と月最低額は下図のとおりです。

※仮に社会保険の会社負担率は26.5%、住宅積立金は11%である場合。

項目	基数		調整 時点	月拠出額上限			月拠出額下限		
	上限	下限		会社負担分	個人負担分	計	会社負担分	個人負担分	計
社会保険	31884	5869	7月	8,449.26	3,347.82	11,797.08	1,555.29	616.25	2,171.54
住宅積立金		2320		3,507.00	3,507.00	7,014.00	255.00	255.00	510.00
合計				11,956.26	6,854.82	18,811.08	1,810.29	871.25	2,681.54

(2) 天津市

天津市の2021年度企業従業員平均給与は **7,478 元** であり、**法定社会保険**は8月分より基数の**上限**が20,331元から **22,434 元**に引き上げられ (UP率約27.2%)、**下限**は3,364元から **4,400 元**に引き上げられます (UP率約30.80%)。 **住宅積立金**は、7月分より改定されますが、今回は基数の**上限**引き下げが初めて行われ、昨年の29,730元から **25,539 元**に改定され (DOWN率約14%)、**下限**は2,050元から数年ぶりに **2,180 元** (UP率約6%) に引き上げられました。

前年12ヶ月の平均給与額 (賞与・手当等すべて含む) がこの基数の**上限**と**下限**の間に入っている場合には、各人の**実際の平均給与額**を基数に計算します。

天津市における**法定社会保険**の雇用者負担分は基数の27.2~28.9%、**個人負担分**は基数の10.5%**プラス**大額医療補助 (年間260元) で、**住宅積立金**は雇用者も従業員も5%~12%の範囲に同じ料率にて納付します。

この**基数**上下限改定により、**下限**の金額を基数に**保険料等**を拠出する従業員の場合は、雇用者と従業員は月額でそれぞれ316.79元と122.78元**拠出額**が増加します。**上限**の金額を基数に**保険料等**を拠出する従業員の場合は、雇用者と従業員は月額でそれぞれ572.02と220.82元**拠出額**が増加します。**住宅積立金**の**最高上限**が引き下げられたため、昨年の**住宅積立金**の基数を**上限**29,730元で拠出していた従業員については、今回の**基数改定**後では**上限**25,539元に基づき**拠出**することになりますので、**月額**の**拠出額**は**最高**461元**減少**することになります。

改定後の**月拠出額**について、北京市の場合に、雇用者・従業員がそれぞれ負担する**社会保険**と**住宅積立金**の**月最高額**と**月最低額**は下図のとおりです。

※仮に**社会保険**の**会社負担率**は27.2%、**住宅積立金**は11%である場合。

項目	基数		調整 時点	月拠出額上限			月拠出額下限		
	上限	下限		会社負担分	個人負担分	計	会社負担分	個人負担分	計
社会保険	22434	4400	8月	6,102.05	2,355.57	8,457.62	1,196.80	462.00	1,658.80
住宅積立金	25539	2180	7月	2,809.00	2,809.00	5,618.00	240.00	240.00	480.00
合計				8,911.05	5,164.57	14,075.62	1,436.80	702.00	2,138.80

(3) 外国籍駐在員の養老保険免除について

日本で**厚生年金保険**に加入している**外国籍駐在員**については、**日中社会保険協定**に基づき、**中国国内**の**管轄社会保険期間**での**免除手続き完了**後、**中国滞在**5年間は、**中国**での**養老保険** (会社16%、個人8%) の**納付の免除**を受けることができ、これにより**北京市**の場合で**会社負担・個人負担**合わせて**月額**7,650元 (年間9.2万元) 程度、**天津市**の場合で**同じく**月額5,380元 (年間6.5万元) 程度**保険料**の**負担**を減らすことができます。

免除措置を受けるためには、**親会社・本社**の**年金保険事務所**などで、**中国**での**加入免除**の適用を受ける旨の「**適用証明書**」を取得し、それを**中国**の**社会保険機関**に提出して**免除**の**認可**を受けることになります。

中国滞在5年間を超えた場合も、**規定上**は**両国**の**関係機関**が**協議**の上での**合意**があれば**免除期間**が**延長**されることになってはいますが、**本社会保険相互協定**は**2019年9月1日**に**公布**され

ており、そのときから起算して5年を経過するのが2024年の9月ですので、具体的な免除延長のための手続きの方法はまだ明らかにはされていません。

以上。